解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

福井市松本三丁目一六番一〇号福井県福井合同庁舎内
福井県土地開発公社
清算人　伊藤　敏幸

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年一月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

福井県小浜市奥田縄第一七号四番地
奥田縄生産森林組合
清算人　木下　孝行

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月十八日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

三重県三重郡朝日町大字小向八九三番地
朝日町小向地区丘陵地土地区画整理組合
清算人代表　飯田　徳昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

大阪市天王寺区東上町八番三四号大阪市立環境科学研究所内
社団法人大阪生活衛生協会
代表清算人　杉田　隆博

解散公告（第二回）

当法人は、定款三十八条の規定（この法人の存続期間は、平成二十三年三月三十一日までとする。）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

鳥取県鳥取市東品治町一〇二番地明治安田生命鳥取駅前ビル三階
社団法人鳥取県高齢・障害者雇用促進協会
代表清算人　有田　勝徳

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第二十三条の規定に基づき平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

札幌市東区東苗穂八条二丁目一五番一二号
財団法人札苗福祉会
代表清算人　金石　一美

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

群馬県前橋市大渡町一〇番七号
財団法人群馬県企業公社
清算人　洞口　幸男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

東京都千代田区大手町一丁目八番三号
特定非営利活動法人農業ジャーナリスト賞
代表清算人　山田　優

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十四日開催の社員総会の決議並びに国土交通大臣の認可により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号
社団法人日本ツーリズム産業団体連合会
代表清算人　舩山　龍二

解散公告（第三回）

当法人は、臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

長野県下伊那郡阿智村清内路一六六番地
特定非営利活動法人清内路はなもも会
清算人　櫻井　路子

解散公告（第三回）

当労働組合は、平成二十三年三月六日開催の臨時大会の決議により、平成二十三年三月十五日解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十九日

京都市伏見区下鳥羽東芹川町五四番地
京阪タクシー労働組合
清算人　平嶋　正人

第二十四期決算公告

平成二十二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産		五七一、一一九
固定資産		八六七、七〇四
資産の部合計		一、四三八、八二四
負債及び純資産の部		
流動負債		六七一、一〇二
（賞与引当金）		（三、一〇〇）
固定負債		三二一、九九五
（退職給付引当金）		（七、二六〇）
（役員退職慰労引当金）		（二、一七〇）
株主資本		四四七、三〇八
資本金		四八、〇〇〇
資本剰余金		一二、一二七
資本準備金		一二、一二七
利益剰余金		三八七、一八〇
その他利益剰余金		三八七、一八〇
（うち当期純利益）		（九三、七〇二）
評価・換算差額等		△一、五八一
その他有価証券評価差額金		△一、五八一
負債・純資産合計		一、四三八、八二四

平成二十三年四月十九日

岡山県総社市久代一四〇八番地の八
日本イー・ダブリュー・アイ株式会社
代表清算人　三宅　泰生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市北陽九一六番地、最後の住所北海道北見市大正一二六番地九
被相続人　亡　清水　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十九日

北海道北見市北四条東一丁目一一双進ビル六階
相続財産管理人弁護士　横田　大樹

第22期決算公告

平成23年3月30日
宮城県宮城郡利府町菅谷字新産の原32番地
仙台鈴木合金株式会社
代表取締役社長　山崎　保

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,676
	固定資産	106,003
	合計	146,679
負債及び純資産の部	流動負債	49,140
	固定負債	48,655
	株主資本	48,884
	資本金	40,000
	資本剰余金	8,884
	利益準備金	(2,260)
	（その他利益剰余金）	(6,624)
	（うち当期純利益）	(9,529)
	合計	146,679